

保護者各位

令和7年3月
社会福祉法人 大五京
i-保育園
園長 中村 竜子

重要事項説明書の変更事項

平素は、i-保育園の活動にご理解、ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

令和6年3月1日作成、令和6年4月1日適用の重要事項説明書の内容を、R7年3月1日作成、令和7年4月1日適用として下記の内容に変更させていただきます。内容につきましては、32項 相互信頼の原則 2 カスハラ被害が生じた場合の対応を追記、又、イングリッシュオプションの料金変更・鍵盤ハーモニカの料金変更・教材費につきましては年長児を削除し年中児のみと致しました。ご理解の程、宜しくお願い致します。

重要事項説明書の変更事項を2部お持ち帰り頂きますので、ご署名、ご捺印後、1部を園にご提出下さい。もう1部をご家庭にて保管をお願い致します。

- ① 32項 相互信頼の原則 2 カスハラ被害が生じた場合の対応を追記しております。
- ② 別紙2) 希望者のみ対象となるもの（月額若しくは利用時）
幼児クラスのネイティブイングリッシュの代金について、全学年6,000円/月 としました。
- ③ 別紙2) 鍵盤ハーモニカの代金について5600円/個としました。
- ④ 別紙2) ※年長児・年中児についての教材費2,000円/年となっておりますが、年長児を消し年中児のみとしました。

重要事項説明書の変更に伴い、上記の内容に同意し、承諾致しました。

令和 年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印